

## 10 成績評定規程

### 第1章 評定原則

(総則)

**第1条** 成績評定に関しては、学則第17条の規定に基づき、本規程「成績評定規程」によって実施する。

(総合評価)

**第2条** 本学は、学生の学業評価を次の方法によって、総合的に行う。

- (1) 「学則」第17条に規定する試験の結果は、主要な評価資料とする。
  - (2) 授業担当者は、学生の出席及び教室内活動への貢献度、教室内外の学業態度並びに提出物等によって認められる創造性及び先見性等により、平均値を算定する。
- 2 前項各号の基準によって算定された数値を次の基準で評定する。
- (1) 秀 (90点以上)
  - (2) 優 (80点以上 90点未満)
  - (3) 良 (70点以上 80点未満)
  - (4) 可 (60点以上 70点未満)
  - (5) 不可 (60点未満)
- 3 前項に掲げる第4号「可」以上を合格とし単位を認定する。

### 第2章 試験

(受験の心得)

**第3条** 受験にあたって、学生は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 受験中は常時、学生証を机上右側に必ず置いておくこと。
- (2) 不正行為(次の各号を含む。)をしないこと。
  - (a) カンニング
  - (b) 筆記具の貸借
  - (c) ノート参照が認められている場合の他人のコピーの参照
  - (d) 辞書持ち込みの場合の意図的な書き込み辞書の使用
  - (e) その他、学生としての本分にもとり、公序良俗に反すること。
- (3) 試験開始後、25分以上の遅刻者は、当該科目の受験はできない。
- (4) 試験の種類によっては(別条に掲げる)、受験料を学務・入試センター事務窓口  
に納入すること。

(試験の種類)

**第4条** 試験の種類は、定期試験、臨時試験、追試験及び再試験の4種類とする。

(定期試験)

**第5条** 定期試験は、学期の前期及び後期の各期末及び授業終了後に時期を定めて行う

試験をいう。

2 定期試験は、次の時期に実施する。

(1) 通年開設科目は、通常7月下旬及び1月下旬

(2) 前期は7月下旬

後期は1月下旬

(3) 集中開設科目は、原則として授業終了後2週間以内

(臨時試験)

**第6条** 臨時試験は、定期試験以外の時期に行う試験をいう。

2 臨時試験の時期は、科目担当者が必要と認めた時期に行う。

(追試験)

**第7条** 追試験は、学生が病気その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者に対して行う試験をいう。

2 追試験を前項に規定する「その他やむを得ない理由」には、次の各号を含む。

(1) 就職試験

(2) 教育実習等

(3) 二親等以内の忌引

(4) 不慮の災害

(5) 交通機関の途絶及び延着

(6) 交通事故

(7) 父母兄弟姉妹の危篤

(8) その他教授会が認めた場合

3 追試験は、次の時期に行う。ただし、通年開設科目については、前期（後期より翌年度前期にわたる通年科目にあつては後期）の追試験は実施しない。

(1) 前期定期試験実施科目のうち、前期に授業が終了する科目については、おおむね9月上旬

(2) 後期定期試験実施科目のうち、後期に授業が終了する科目については、おおむね2月中旬

4 追試験の手続は次による。

(1) 追試験を受験を希望する者は、定期試験を受験できなかった理由を証明する医師の診断書又は証明書等を添付した所定の「追試験受験許可願」及び追試験受験料を学務・入試センターに提出しなければならない。（所定の受験許可願を提出していない場合は受験を認めない。）

(2) 前号に掲げる証明書は、その証明を得ることが困難と認められる場合は、受験できなかった理由書をもって証明書に代えることができる。ただし、この理由書は当該本人とその保証人の連署及び捺印のあるものでなければならない。

(3) 追試験受験許可願の提出期限は、定期試験の当該科目試験終了日から10日以内

とする。

(再試験)

**第8条** 再試験は、当該年度の定期試験又は追試験の成績が不合格の者に対して成績評定結果の発表後に行う試験をいう。ただし、再試験は、これを1回限りとする。

2 再試験は、前・後期の定期試験又は追試験の成績評定結果発表後に、当該教科担当教員の判断によってこれを決定する。

3 再試験の手続は、次による。

(1) 前項による成績評定結果発表後、該当者は速やかに再試験受験許可願を当該教科担当教員に申し出ることとする。

(2) 再試験の受験を認められた者は、各自が受験科目を確認し、所定の「再試験受験許可願」及び再試験受験料を学務・入試センターに提出しなければならない。

(所定の受験許可願いを提出していない場合は、受験を認めない。)

(3) 再試験申込み締切りまでに前号の手続きを終えない場合には、受験を認めない。

(仮学生証発行)

**第9条** 試験に際して「学生証」を忘れた者に対しては、「仮学生証」を発行する。ただし、「仮学生証」は当日のみの有効とする。

(不正行為に対する措置)

**第10条** 本規程第3条に掲げる受験の心得に反して不正行為を行った者に対しては、当該学期の全科目について単位を与えることはできない。

2 前項については、別途詳則内規を定める。

### 第3章 成績評定

(成績の評定方法)

**第11条** 履修科目の成績は定期試験、追試験又は再試験の試験成績を主とし、出席状況、平常の学習状況等を考慮して、本規程第2条に規定する「総合的評価」によって、科目担当教員が評定する。

2 実験及び実技科目については、前項の規程に拠らないで評定することができる。

(通年開設科目の学年成績評定方法)

**第12条** 通年開設科目の学年成績の評定は、原則として前期と後期の両方の成績を平均して行い、前期の成績が60点未満であっても、後期において相当の向上が認められ、かつ出席状況が良好な場合には、通年成績を評定できる。

2 前期の定期試験は受験したが、病気その他やむを得ない理由によって後期の定期試験を受験できなかった者が、追試験を受験した場合は、通年成績を評定できる。

(再試験成績の評定基準)

**第13条** 再試験の成績は、最高成績を合格最低成績(60点)として評定する。

(辞退科目の取り扱い)

**第14条** 定期試験、追試験又は再試験において、答案に「辞退」と記入した科目については、当該年度の成績の評定をしない。

(答案を提出しなかった場合の取り扱い)

**第15条** 試験を受験して答案を提出しなかった場合は、当該年度は前条の辞退の場合と同様の取り扱いとする。

(受験しなかった科目の取り扱い)

**第16条** 定期試験、追試験又は再試験を受験しなかった場合は、当該科目の受験をしなかったものと見なし成績の評定を行わない。

(海外での成績評定)

**第17条** 海外での成績評定には、次の事項を加える。

(1) 海外での履修については、本学と当該者履修先大学との事前協議を前提とする。

(2) 海外の大学の成績証明書に加えて、総合評価に有用な資料を求める。

(休学者又は退学者に対する成績評定)

**第18条** 休学者又は退学者で、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条までの定めによって成績の評定を行い、合格者には所定の単位を授与する。

(1) 前期開設科目にあつては、休学又は退学許可期日が該当年度の9月30日以降である場合

(2) 後期開設科目又は通年開設科目にあつては、休学又は退学許可期日が該当年度の3月31日以降である場合

(3) 集中講義科目は、休学又は退学許可期日以前に授業及び試験が終了している場合  
(施行、改廃)

**第19条** この規約の改廃に当たっては、学長が教授会の議を経て、学長が理事会に報告し受理されなければならない。

2 この規程の改正は平成9年4月1日から施行する。

3 a この規程の改正は、平成10年4月1日から施行する。

b この規程は各項整備、字句修正を加え、これを理事会は確認する。

(議決No.98-21)

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年以前に入学した者については、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。